

# 産業技術総合研究所における 輸出管理の取り組み

独立行政法人 産業技術総合研究所  
安全保障貿易管理室長  
鹿野 郁夫

# 目 次

## 1 産総研輸出管理の概要

- 1-1 産総研輸出管理の取り組み経過
- 1-2 安全保障輸出管理規程・要領
- 1-3 産総研輸出管理の目的・方針・原則
- 1-4 産総研輸出管理体制
- 1-5 責任者・管理者・統括部署の役割と連携

## 2 誰が何をどのようにして管理するのか

- 2-1 輸出管理はみんなが関係者
- 2-2 貨物管理の具体例
- 2-3 技術管理の具体例
- 2-4 何を管理するのか
- 2-5 該非判定の方法
- 2-6 判定項番選定の注意点
- 2-7 取引審査の必須ポイント

## 3 教育・周知活動

- 3-1 教育活動・周知活動
- 3-2 輸出管理ホームページ
- 3-3 Export Control Newsletter

# 1 産総研輸出管理の概要

- 産総研輸出管理の取り組み経過
- 安全保障輸出管理規程・要領
- 産総研輸出管理の目的・方針・原則
- 産総研輸出管理体制
- 責任者・管理者・統括部署の役割と連携

## 1-1 産総研輸出管理の取り組み経過

- 2001年 4月 ▼ 産総研設立（経済産業省の一部局から独立行政法人に）
- 2002年 2月 ▼ 輸出管理に関する本格的準備始動
- 3月 ▼ 輸出管理に関する産総研方針（研究セキュリティ管理体制の整備について）決定
- 4月 ▼ 国際部門に研究セキュリティ管理部設置（5名＋兼務2名）
- 12月 ▼ 「技術の提供又は貨物の輸出に関する法令遵守の対応について」  
を産総研内に周知、相手先・用途の確認と相談業務を開始
- ▼ 「安全保障輸出管理ホームページ」新設
- 2003年 5月 ▼ 「安全保障輸出管理グループ」発足
- ▼ 安全保障輸出管理規程及び要領の策定開始
- 2004年 1月 ▼ 「独立行政法人産業技術総合研究所 安全保障輸出管理規程」及び  
「安全保障輸出管理要領」の制定
- 2月 ▼ 部門等輸出管理責任者・部門等輸出管理者の選定と任命
- 4月 ▼ 「安全保障輸出管理規程」及び「安全保障輸出管理要領」施行
- 2005年 6月 ▼ 一般包括輸出許可証・役務取引許可証取得
- 2006年 4月 ▼ 「輸出管理手続システム（電子申請システム）」導入
- 2010年10月 ▼ 組織改正により国際部「安全保障貿易管理室」と改称

## 1-2 安全保障輸出管理規程・要領

### ＜安全保障輸出管理規程＞

第1章	総則
第2章	基本方針
第3章	輸出管理の組織・体制及び業務
第5条	輸出管理最高責任者
第6条	輸出管理統括部署・輸出管理統括責任者
第7条	部門等輸出管理責任者・部門等輸出管理者
第4章	手続
第8条	相手先の確認
第9条	用途確認
第10条	該非判定
第11条	取引審査
第12条	許可等の申請
第13条	契約書等への明示
第5章	技術の提供及び貨物の出荷の管理
第6章	監査
第7章	教育
第8章	文書管理
第9章	報告
第10章	罰則

「手続き様式・方法等管理手続きの詳細」及び  
「保存すべき書類」を「安全保障輸出管理要領」  
で具体的に記載

### ＜安全保障輸出管理要領＞

第1章	総則	
第3条	基本原則	
第2章	手続	
第4条	適用除外	
第5条	相手先の確認	(チェックリスト)
第6条	用途確認	(チェックリスト)
第7条	該非判定	(該非判定書)
第8条	取引審査	(取引審査票)
第9条	取引審査の承認区分	
第10条	取引審査の審査及び承認	
第11条	米国の再輸出規制	
第3章	文書管理	
第12条	関連書類の管理	

## 1-3 産総研輸出管理の目的・方針・原則

### 目的(規程第1条)

産業技術総合研究所の安全保障輸出管理の基本方針を定め、適切な管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって**国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の研究機関として国際的責任を果たすことを目的とする。**

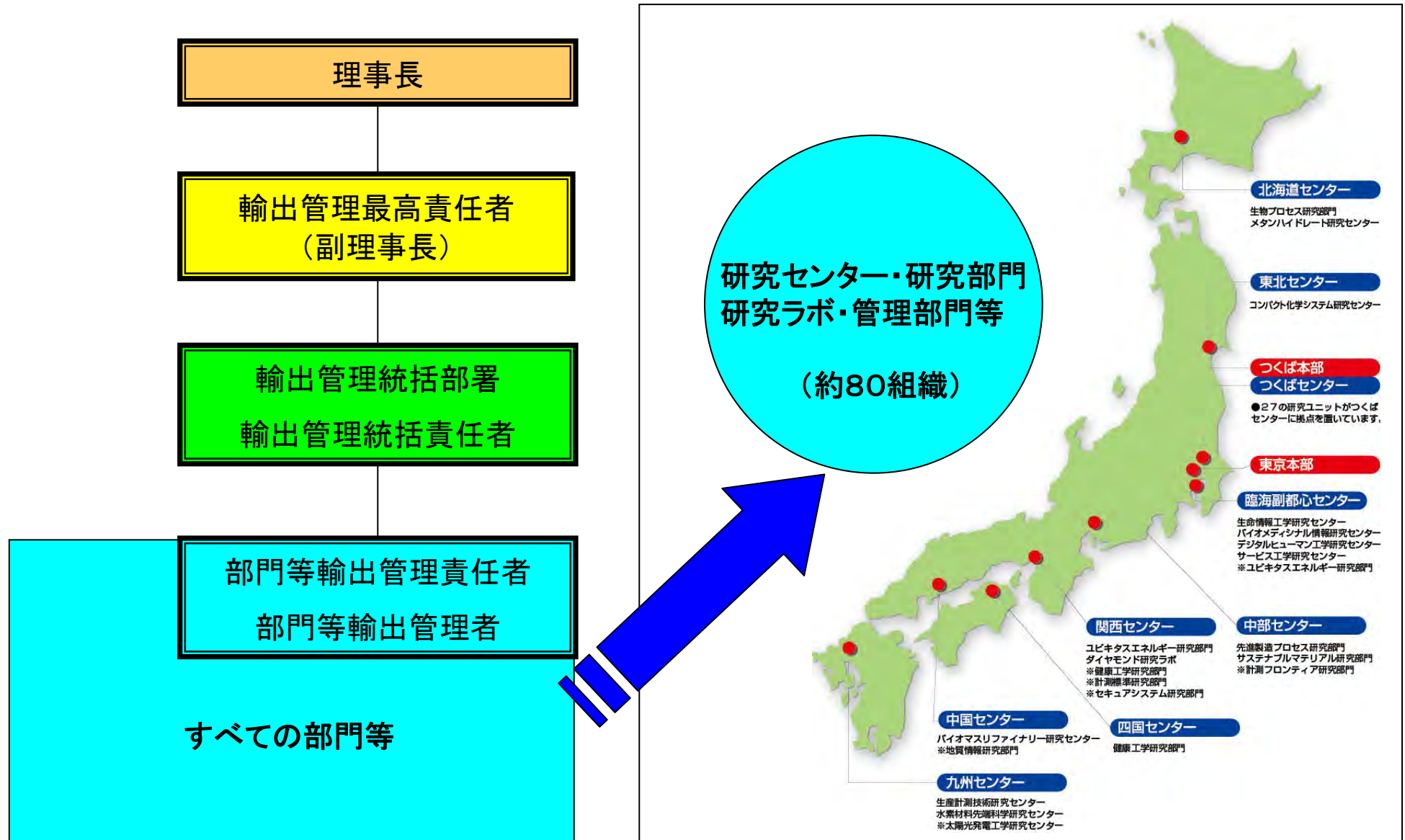
### 基本方針(規程第4条)

- ①国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある技術の提供／貨物の輸出は、**行わない。**
- ②技術の提供／貨物の輸出について**関係法令を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。**
- ③輸出**管理体制を適切に整備し、充実を図る。**

### 基本原則(要領第3条)

- ①**適正な取引であることを確認**すること。
- ②関係法令を**理解し、遵守**すること。
- ③すべての書類に、**事実を正確に記す**こと。
- ④自らに不都合な**情報を隠ぺいすることなく、不明点又は疑義があれば、安易な自己判断をせず、部門等輸出管理責任者又は輸出管理統括部署に相談**すること。

# 1-4 産総研輸出管理体制



# 1-5 責任者・管理者・統括部署の役割と連携

## ○役割

(輸出管理最高責任者) ⇒ 副理事長

- ・基本方針・施策の決定・周知
- ・規程の改廃
- ・取引審査・承認
- ・重要事項に関する決定

(輸出管理統括部署) ⇒ 国際部 安全保障貿易管理室

(輸出管理統括責任者) ⇒ 安全保障貿易管理室長

- ・研究所内の輸出管理業務の統括
- ・基本方針・基本施策の企画立案
- ・規程の改廃の立案・要領等の制定及び改廃
- ・該非判定の審査・最終確認
- ・取引審査・承認
- ・重要事項に関する輸出管理最高責任者への伺い
- ・輸出管理監査
- ・輸出管理教育の計画策定及び実施
- ・法令改正等の連絡事項の周知徹底

(部門等輸出管理責任者) ⇒ 各部門等の長

(部門等輸出管理者) ⇒ 各部門等のグループ長等

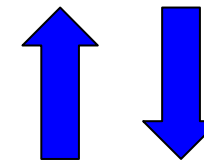
- ・部門等内の輸出管理の統括
- ・部門等内の輸出管理手続等の作成
- ・該非判定の確認
- ・取引審査・承認
- ・部門等内の輸出管理教育
- ・統括部署からの指示・連絡事項の部門等内への周知徹底

## ○連携

国際部 安全保障貿易管理室(室長1名 室員7名)

- ・政省令等の改正
- ・外部研修案内
- ・参考図書紹介
- ・産総研の手続き・運用の改正
- ・その他

連絡・相談



連絡・周知

部門等輸出管理責任者(71名)

部門等輸出管理者 (114名)

- ・わからない事がある
- ・気になることがある
- ・判断に自信がない
- ・研究者の質問に答えられない
- ・輸出管理の内容をもっと調べたい
- ・部門等内の教育をしたい
- ・その他

研究者等



## 2 誰が何をどのようにして 管理するのか

- 輸出管理はみんなが関係者
- 貨物管理の具体例
- 技術管理の具体例
- 何を管理するのか
- 該非判定の方法
- 判定項番選定の注意点
- 取引審査の必須ポイント

## 2-1 輸出管理はみんなが関係者

### 産総研で輸出管理の実施初期によく出た質問

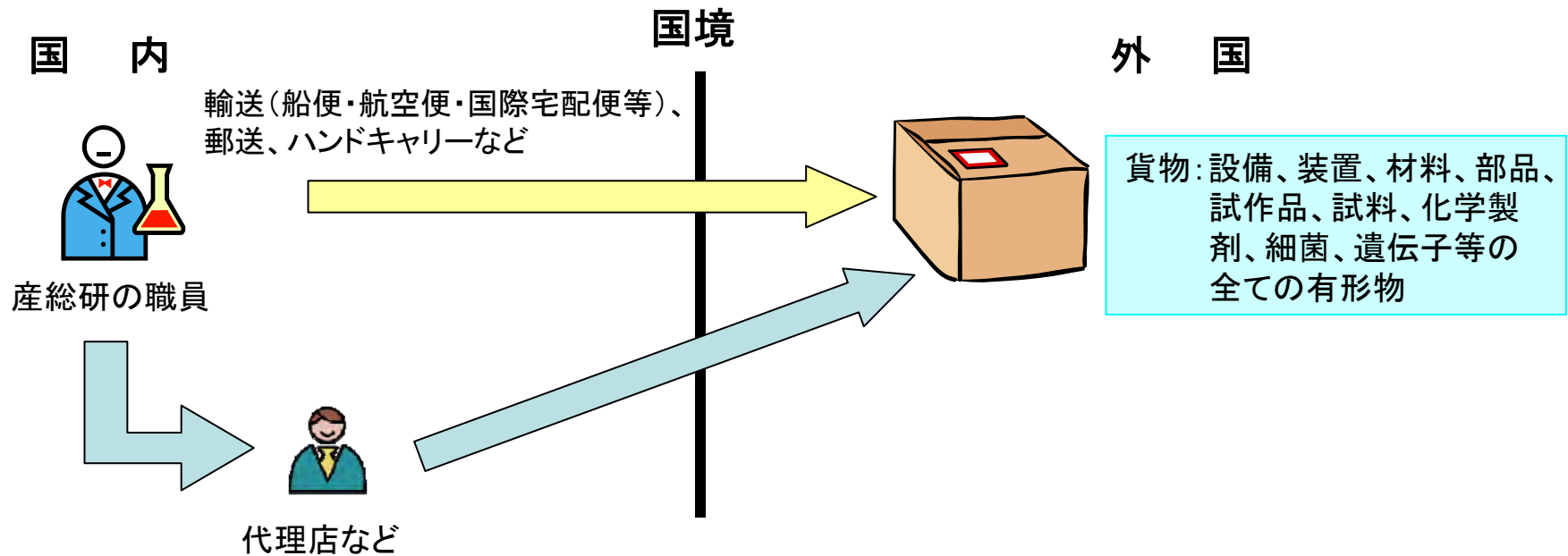
- 私は輸出していないので関係ないのでは？
- 展示会で展示してそのまま持ち帰るだけなのに必要なのか？
- 学会でちょっと見せるだけなのに手続きが要るんですか？
- 電子メールも管理するんですか？
- こんな昔からの技術でも関係あるんですか？
- 「該当品」は輸出できないんですか？
- 外国人研修生に測定器の使い方を教えるだけなんですが？
- 共同研究契約を締結する予定ですが、他にも手続きがいますか？

貨物の輸出・技術の提供をしている当事者だけが輸出管理の関係者ではない

- 海外からの研修生・研究者・留学生の受入れに係る研究者・事務職員
- 海外の機関・大学との共同・受託研究に係る研究者・事務職員
- 外国人研究者の雇用に係る職員等

⇒みんなが関係者である

## 2-2-1 貨物管理の具体例1

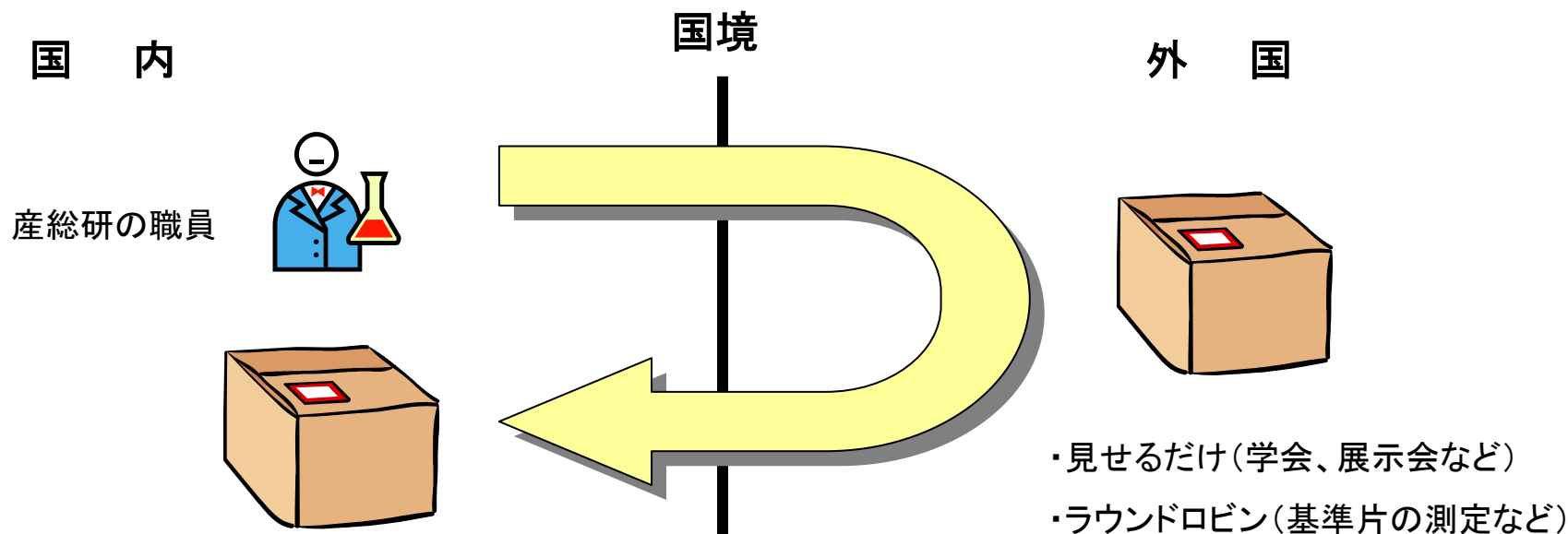


### 貨物輸出の具体例

- ・ 外国の研究者から要望があったので試料を送付する。
- ・ 外国の共同研究者に試料を渡す。
- ・ 外国の大学に研究留学中の日本人に材料を送付する。
- ・ 外国のメーカーで修理するために、代理店経由で測定器を送る。

管理の時期：貨物を外国へ送付することが決定 → 輸出管理手続

## 2-2-2 貨物管理の具体例2

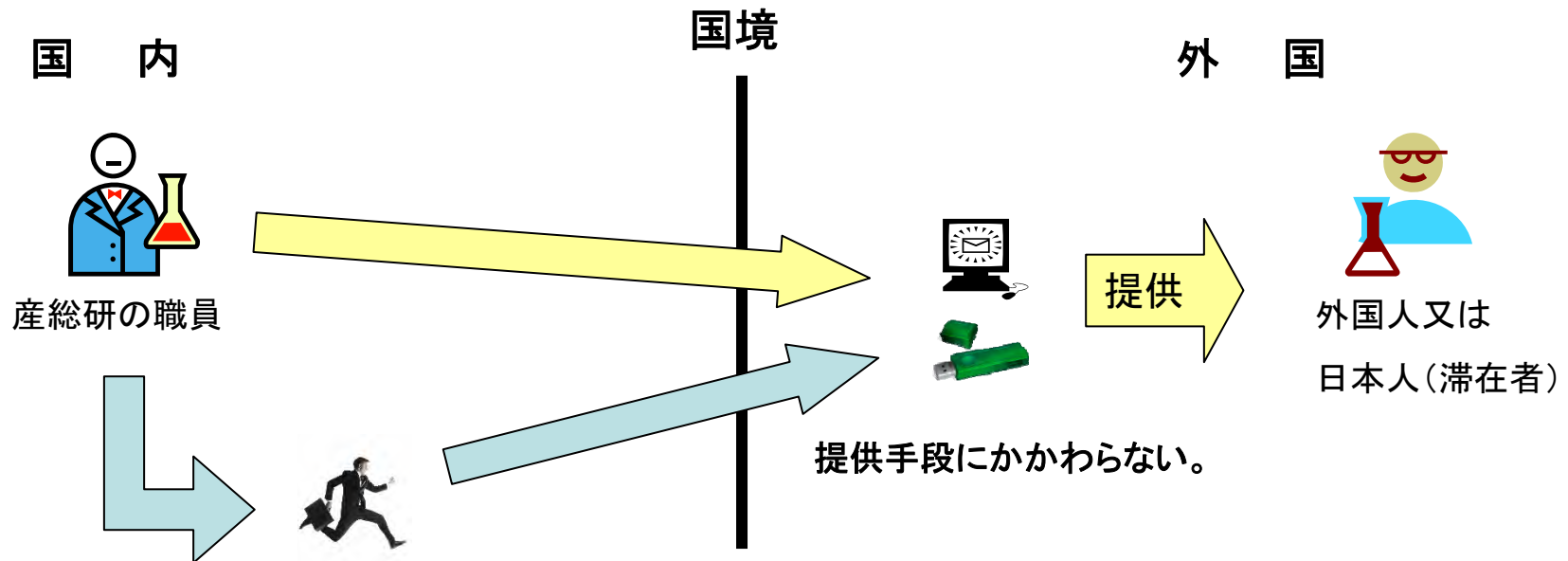


### 貨物輸出の具体例

- ・ 外国の学会で発表の際に試作品を提示し、終了後は持ち帰る。
- ・ 外国の展示会に出展し、終了後は日本に返送する。
- ・ 現地調査に測定器を持参し、調査終了後はそのまま日本に持ち帰る。
- ・ 基準片を各国で測定し、各国の測定器の校正を行う。

管理の時期：貨物を外国へ送付することが決定 → 輸出管理手続

## 2-3-1 技術管理の具体例1

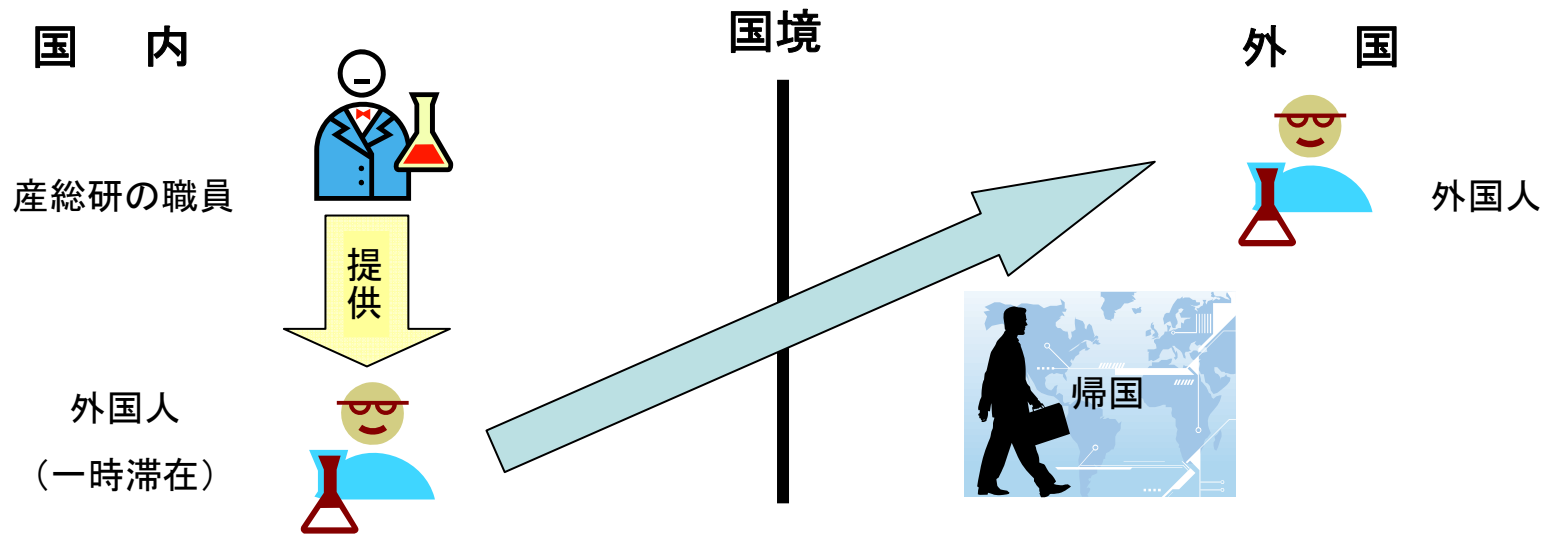


### 技術提供の具体例

- ・ 外国の研究者から要望があったので技術を提供する。
- ・ 外国の共同研究者にノウハウを教える。
- ・ 外国の大学に研究留学中の日本人に技術データを電子メールで送付する。
- ・ 外国の研究者に技術を提供するために、出張者にUSBメモリーを託す。

管理の時期：技術提供を合意 → 輸出管理手続

## 2-3-2 技術管理の具体例2



### 技術提供の具体例

- ・ 日本の国際協力機関の研修で来所した外国の研究者・学生等にノウハウを教える。
- ・ 日本の学術振興機関の研究で来所した外国の研究者・学生等に技術を提供する。
- ・ 外国の研究機関・大学・企業等との共同研究の可能性を探るための情報交換時に相手方に技術を開示する。
- ・ 外国の研究機関・大学・企業等との共同研究中に相手方に技術を供与する。
- ・ 共同研究で来訪していた外国の研究者が帰国時に研究を通じて得た技術を持ち帰る。

管理の時期：技術提供を決定／帰国前に十分な余裕をもって → 輸出管理手続

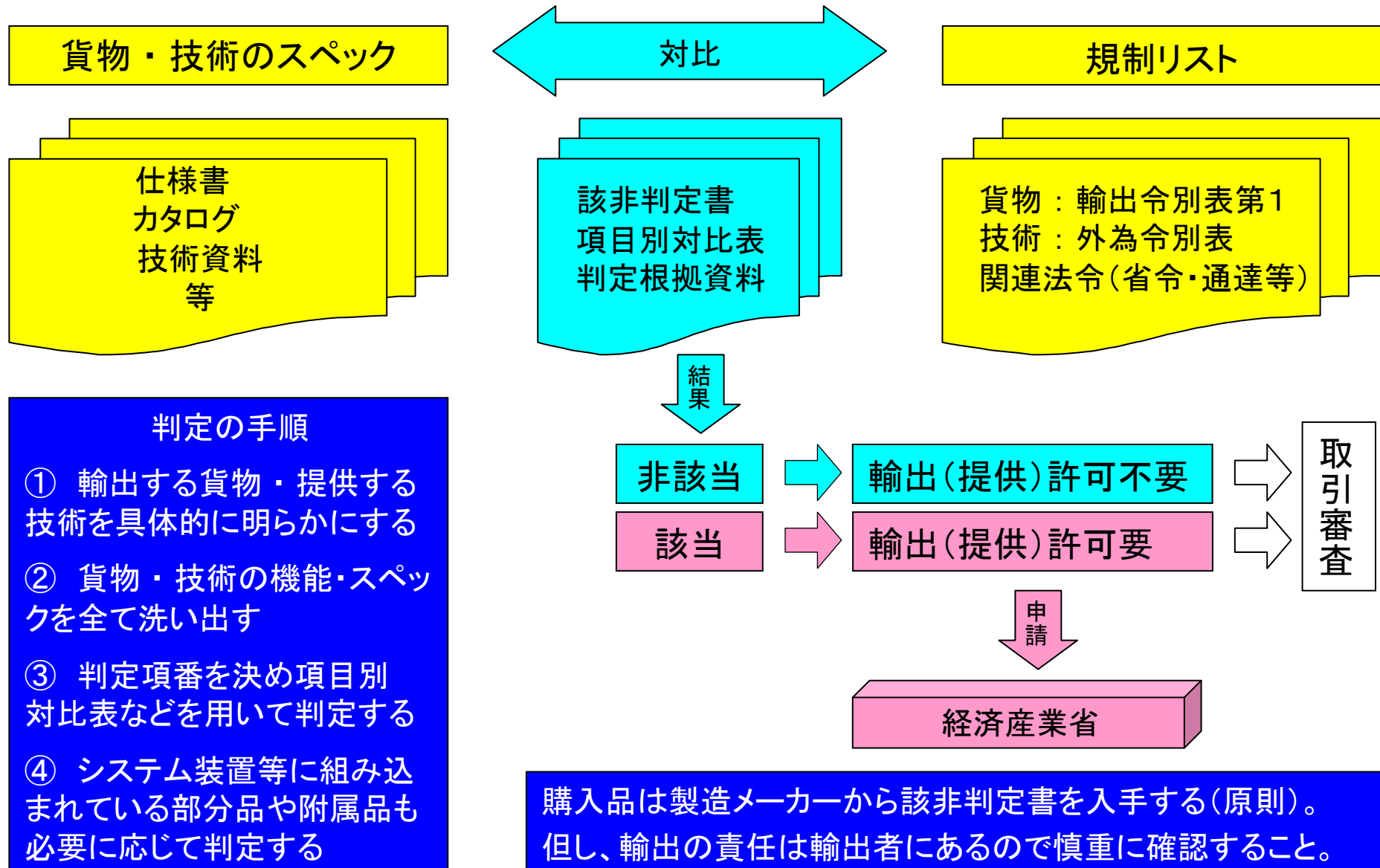
## 2-4 何を管理するのか

### 輸出管理の5要素

<p>1. 何を？ (貨物の輸出・技術の提供)</p> <p>貨物・技術の内容は許可が必要なものか？</p>	<p>該非判定</p>
<p>2. どの国の？ (懸念国・注意国)</p> <p>3. 誰に？ (相手先・エンドユーザー)</p> <p>4. 何のために？ (用途・エンドユース)</p> <p>5. どういう条件で？ (「取引」の内容)</p>	

「取引」：契約の有無、有償無償を問わず、輸出・提供する行為をいう。

## 2-5 該非判定の方法





## 2-6 判定項番選定の注意点

### 1. 判定すべき項番が複数の項番に分散していることがある

例：アルミニウム合金 ⇒ 2項(17)、5項(5)  
 加速度計 ⇒ 4項(16)、11項(1)

### 2. 政省令の表現は通常用いられる用語とは限らない

例：GPS ⇒ 衛星航法システムからの電波受信装置：11項(4)  
 インバーター・コンバーター ⇒ 周波数変換器：2項(8)  
 ガス検知管・ガス測定器 ⇒ 空気中の物質を検知する装置：3項(2)11

### 3. 政令だけでは具体的な貨物名が分からないものもある

例：軍用の化学製剤の原料となる物質 ⇒ 貨物等省令第2条第1項第一号を参照  
 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット  
 ⇒ 貨物等省令第2条の2第1項を参照

### 4. 複合的な装置は、それぞれの部分(項番)で判定する

例：空気中粉塵測定に関わる装置 ⇒ 空気中の物質を検知する装置：3項(2)11、クロスフローろ過用の装置：3の2項(2)4、ポンプ：2項(10)、2項(35)、3項(2)9、4項(5)  
 計測用アンプシステム ⇒ 波形記憶装置：7項(10)、計測用記録装置：7項(11)、電子計算機：8項

## 2-7-1 取引審査の必須ポイント

- ① 輸出する貨物・提供する技術が規制リストに該当するものであるか否か  
 < 該非判定の結果 >

- ② 相手国(仕向国)に問題がないか

★懸念国	イラン・イラク・北朝鮮	(輸出令別表第4地域)
★注意国	アフガニスタン・コンゴ民主共和国 コートジボワール・エリトリア・イラク レバノン・リベリア・リビア 北朝鮮・ソマリア・スーダン	(輸出令別表3の2地域)
	イラン・北朝鮮・キューバ・シリア・スーダン	(米国テロ支援国)

- ③ 相手先に問題がないか

★外国ユーザーリスト 掲載機関・組織	イスラエル・イラン・インド・北朝鮮・シリア・台湾・中国 パキスタン・アフガニスタン、アラブ首長国連邦、香港の11カ国・地域 450企業・研究所・大学等の組織 (2013-4-5 現在)
★軍・軍関係機関又はこれらに類する機関、軍需物資を研究・開発等している組織	

## 2-7-2 取引審査の必須ポイント

### ④ 用途に問題がないか

- ★兵器の開発の用途又はその懸念がある用途
- ★核融合・原子力関連用途
- ★軍・国防省又はその委託による大量破壊兵器等の開発等につながる用途
- ★上記以外の軍事用途

### ⑤ 取引の条件その他安全保障輸出管理上の懸念がないか

- ★素性が不明である又は情報提供を拒否された
- ★用途を明らかにしない
- ★用途に対して必要のない貨物・技術と思われる
- ★用途に対し数量が多すぎる(転用・転売懸念)等
- ★取引条件(金額等)が良すぎる

### ⑥ 米国製品・技術又はその可能性 <取引審査票に記入→輸出管理統括部署が判断>

# 3 教育・周知活動

- 教育活動・周知活動
- 輸出管理ホームページ
- Export Control Newsletter

## 3-1 教育活動・周知活動

輸出管理体制を維持し、管理を実効あるものにするためには絶対欠かせない活動

- 教育活動（正職員だけでなく、全職員に対して教育を行っている。）
  - 新規採用職員研修
  - 新任役職者研修等
  - 安全保障輸出管理研修会  
（各地域センター・各研究部門・各研究センター等に講師を派遣し開催）
  
- 周知活動
  - 部門等輸出管理責任者会議・輸出管理者会議（⇒部門等内で周知徹底）
  - 安全保障輸出管理ホームページ
  - Export Control Newsletter の発行

## 3-2 輸出管理ホームページ

産総研イントラにて公開(産総研内限定)

International Affairs Division  
**国際部**  
▲[国際部のトップに戻る](#)

### 安全保障輸出管理のページ

- トップページ
- 輸出管理手続システム
- システムマニュアル
- 安全保障輸出管理とは
- 安全保障輸出管理組織
- 輸出管理フロー図
- 各種様式
- 項目別対比表(貨物)
- 項目別対比表(技術)
- 外国ユーザーリスト
- 米国再輸出規制
- 規程・要領
- 関係法令
- 機微技術ガイダンス
- ニュースレター
- 輸出管理Q&A
- 違反事例
- 教育資料
- 関連サイト

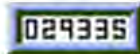
**【はじめに】**  
このページは、産総研の全員が、安全保障輸出規制に適切に対応し国際的な活動を展開していきけるよう、安全保障輸出管理関連法規の遵守に必要な情報及び安全保障輸出管理に対する理解の促進に役立つ情報を提供することを目的に作成しています。

**【分からないことがあるときは】**  
安全保障輸出管理について不明な点などございましたら[「輸出管理Q&A」](#)をご覧ください。また、[安全保障貿易管理室](#)まで、ご連絡をお願いいたします。


**【変更届出】**  
部門等輸出管理責任者、部門等輸出管理者を変更する場合は[こちらの届出書](#)を安全保障貿易管理室に提出してください。


新着情報
[新着情報履歴を見る](#)

- ・ 「部門等輸出管理責任者及び部門等輸出管理者名簿」更新(7/23付) 2013.7.23
- ・ 「輸出管理Q&A」更新 [こちらから参照](#) 2013.5.21
- ・ Export Control Newsletter Vol.054「外国ユーザーリストの改正について」発行 [こちらから参照](#) 2013.4.8
- ・ Export Control Newsletter Vol.053「北朝鮮を仕向地とする輸出禁止措置等の継続について」発行 [こちらから参照](#) 2013.4.8



# 3-3 Export Control Newsletter





国際部門 研究セキュリティ管理部  
安全保障輸出管理グループ  
TEL: 029-861-5262 (内 9-31-35262)  
FAX: 029-861-5348 (内 9-31-35348)  
E-mail: securityexport-a@m.aist.go.jp

---

Vol. 001 (04-01)  
Date: 2004.04.09

「Export Control Newsletter」の創刊について

輸出管理統括部署である研究セキュリティ管理部安全保障輸出管理グループは、産業技術総合研究所の全職員が、技術の提供又は貨物の輸出に際して、「安全保障輸出管理規程」に基づき、法令を遵守し輸出管理の確実な実施を図るための一助として、「Export Control Newsletter」を発行することとしました。

「Export Control Newsletter」の主な内容として、

- 輸出管理関係の政令、省令、通達等の改正情報
- 輸出管理業務に関する具体的手続等
- 安全保障輸出管理に係る情報
- 参考図書及び外部研修会等の案内

などを掲載し必要に応じ発行する予定です。

なお、発行の都度、部門等輸出管理責任者及び輸出管理者にメールで送付し部門等内への周知徹底を図っていただくことをお願いするとともに、安全保障輸出管理ホームページ（下記参照）に掲載いたします。

以上

---

安全保障輸出管理ホームページは、<http://intra.aist.go.jp/internat/sod/HP/toppage.htm>

No.	標 題	発行年月日
<a href="#">054</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2013.04.08
<a href="#">053</a>	北朝鮮を仕向地とする輸出禁止措置等の継続について	2013.04.08
<a href="#">052</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2013.02.07
<a href="#">051</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2012.08.07
<a href="#">050</a>	規制リストの改正について	2012.07.26
<a href="#">049</a>	北朝鮮を仕向地とする輸出禁止措置等の継続について	2012.04.10
<a href="#">048</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2011.12.12
<a href="#">047</a>	企業による外為法違反について	2011.12.09
<a href="#">046</a>	海外出張に伴うモバイル電話機の輸出管理について(改正版)	2011.09.14
<a href="#">045</a>	海外出張に伴うモバイル電話機の輸出管理について	2011.09.09
<a href="#">044</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2011.09.08
<a href="#">043</a>	規制リストの改正について	2011.06.03
<a href="#">042</a>	北朝鮮を仕向地とする輸出禁止措置等の継続について	2011.04.06
<a href="#">041</a>	新組織体制における輸出管理の徹底について	2010.11.04
<a href="#">040</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2010.09.03
<a href="#">039</a>	「外国ユーザーリスト」の改正について	2010.08.03
<a href="#">038</a>	理研電子(株)に対する行政処分(輸出禁止)について	2010.06.24
<a href="#">037</a>	「外国ユーザーリスト」の改定について	2010.05.27
<a href="#">036</a>	北朝鮮を仕向地とする輸出禁止措置等の継続について	2010.04.09
<a href="#">035</a>	規制リストの改正について	2010.03.19
<a href="#">034</a>	規制リストの改正について	2009.09.10
<a href="#">001</a>	「Export Control Newsletter」の創刊について	2004.04.09



*National Institute of  
Advanced Industrial Science  
and Technology*  
**AIST**

ご清聴ありがとうございました